

「Tokyo スイソ推進チーム 運営会議の運営方法について」の 改訂（案）について

「Tokyo スイソ推進チーム 運営会議の運営方法について」について、運営に必要な改訂を以下のとおり行う。

「Tokyo スイソ推進チーム 運営会議の運営方法について」 新旧対照表

改訂案	現行
<p>1 所掌事項</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (1)での意見交換及び情報共有を行うに当たり、専門的な意見を聴取するため、必要に応じて専門家及び関係するTokyo スイソ推進チーム参加団体を招聘します。専門家は、平成27年度及び平成28年度に開催した水素社会の実現に向けた東京推進会議（以下「水素推進会議」といいます。）に参加した学識経験者並びに東京都立大学、公益財団法人東京都環境公社及び国立研究開発法人産業技術総合研究所に属する者であって、運営会議の議題に関する知見を有する者とします。</p> <p>2から7まで（現行のとおり）</p>	<p>1 所掌事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)での意見交換及び情報共有を行うに当たり、専門的な意見を聴取するため、必要に応じて専門家を招聘します。専門家は、平成27年度及び平成28年度に開催した水素社会の実現に向けた東京推進会議（以下「水素推進会議」といいます。）に参加した学識経験者並びに公立大学法人首都大学東京、公益財団法人東京都環境公社及び国立研究開発法人産業技術総合研究所に属する者であって、運営会議の議題に関する知見を有する者とします。</p> <p>2から7まで（略）</p>